

これまでの振り返りと ガイドライン（案）のポイントについて

検討経緯の振り返り

第1回検討会（2024年9月12日）

- 2027年国際園芸博覧会について
- アクセシビリティ・ガイドラインの策定について
 - ・ アクセシビリティ・ガイドライン検討会
 - ・ アクセシビリティ・ガイドラインの考え方
 - ・ アクセシビリティ・ガイドラインの目次構成（案）



第1回テーマ別ワーキング（2024年10月8日）

- 以下の内容について意見交換
 - ・ 移動・誘導
 - ・ 展示の楽しみ方
 - ・ コミュニケーション（心のバリアフリーを含む）



第2回検討会（2024年11月29日）

- 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）の第1・2章の検討状況について
- 第3～5章 特に今回ご意見をいただきたい事項について
- 今後のスケジュール



アクセシビリティ・ガイドライン（素案）



第2回テーマ別ワーキング（2024年12月20日）

- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）第3～5章について議論



アクセシビリティ・ガイドライン（案）

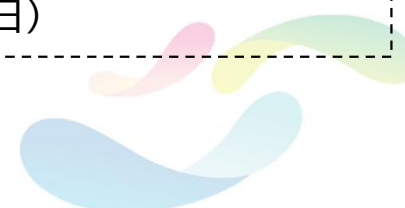


ガイドライン（案）に対する事前意見照会
（2025年2月5日～2月14日）



第3回検討会（2025年2月21日）

- アクセシビリティ・ガイドライン案について
- 今後の予定



ガイドラインの位置づけといただいたご意見に対する基本的な考え方

- ガイドラインの対象には、「協会が主体となって取り組む事業」と、「出展者等が取り組む事業」があります。
- 「協会が主体となって取り組む事業」では、ガイドラインで定められた内容の他、今回の検討会やワーキングで頂いたご意見も参考に、ガイドライン水準以上の整備や取組を進めます。
- 一方で、「出展者等が取り組む事業」については、様々な規模の出展や催しがあるため、ガイドラインに推奨基準と標準基準を定め、事業の規模等に応じて出展者等に主体的に取り組んでもらえるように示しています。
- そのため、「協会が主体となって取り組む事業」で実施する高水準の内容について、出展者等も対象とするガイドラインには反映できていないものもあります。
- これまで頂いたご意見の中でガイドラインには直接反映できていない内容でも、協会が取り組むものについては、引き続きご意見を参考に検討を進めていきます。



全体の構成について

アクセシビリティ・ガイドライン

第1章 はじめに

ガイドラインの目的、基本原則、博覧会運営における基本的な取組姿勢を示す。

第2章 ガイドラインの活用にあたって

ガイドラインの適用範囲、基準設定の考え方等を示す。

第3章 施設整備

共用空間、庭園、建築物等、博覧会会場内の施設設計のためのアクセシビリティに関する具体的なガイドラインを示す。

第4章 サービス

来場者サービスに関するスタッフ対応、情報伝達ツール、施設別サービス等の具体的なガイドラインを示す。

第5章 交通アクセス

博覧会会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設と移動具（車両等）、徒歩等（歩道等）の具体的なガイドラインを示す。

「第1章 はじめに」について

1.1 ガイドラインの目的（P.1-1）

- 本博覧会の目指す姿として、誰もが取り残されない共生社会の形成に寄与することを示し、その実現のために施設整備、サービス、交通アクセスに関するアクセシビリティの基準を定めることを示した。

1.2 ガイドラインの背景となる基本原則（P.1-1）

- IPCガイド※を踏まえた「アクセシビリティとインクルージョンの基本原則」として示された「公平」、「尊厳」、「機能性の確保」の3つの基本原則を、本博覧会でも継承していくことを示した。
- 障がいの多様性も踏まえた支援が必要とのご意見も踏まえ、上記基本原則に加え「意見の反映」や「教育訓練」をアクセシビリティとインクルージョン実現に必要なこととして示した。

1.3 博覧会運営における基本的な取組姿勢（P.1-2）

- 「障害の社会モデル」を全ての人が理解することが重要であることを示し、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントを3点挙げ、障害理解推進の考えを示した。

1.4 特に配慮が必要となる来場者のニーズ（P.1-3）

- 来場者の特性を的確に理解し、多様なニーズを把握するため、特に配慮が必要となる来場者の特性や留意事項を示した。

※国際パラリンピック協会（IPC）が、会場やサービスを設計する際の包括的な基準を必要とするオリンピック・パラリンピック大会開催都市のニーズに応えるとともに、世界中の観衆のためのアクセシビリティに関するベンチマークを造ることを目的として作成

「第2章 ガイドラインの活用にあたって」について

2.1 ガイドラインの適用範囲（P.2-1）

- 適用範囲を本博覧会会場のうち、全ての来場者の動線・活動エリアとして定めた。

2.2 基準設定の考え方（P.2-1）

- より一層高いレベルでの取り組みを推進する必要があるとのご意見も踏まえ、本博覧会開催において特に推奨する基準として「推奨基準」を定めた。
- 少なくとも遵守すべき基準として「標準基準」を定めた。

2.3 基本寸法等（P.2-3）

- 車いす使用者や杖使用者等の移動特性を踏まえた基本的な寸法を示した。

2.4 法遵守等（P.2-10）

- 本博覧会の運営、施設の計画、設計、建設及び整備にあたって遵守する日本の法令及び横浜市の条例等を示した。

推奨基準 「☆」で行頭に示す

「～することが望ましい」事項を示し、安全かつ円滑な移動の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えるため、本博覧会開催において特に推奨する基準とする。

標準基準 「■」で行頭に示す

「～しなければならない」「～すること」事項を示し、法的拘束力の有無にかかわらず、少なくとも遵守すべき基準とする。

「第3章 施設整備」の構成について

第3章 施設整備

共用空間

- 3.1 会場内園路
- 3.2 階段
- 3.3 傾斜路
- 3.4 会場エントランス空間
- 3.5 案内所

庭園

- 3.6 園路
- 3.7 階段
- 3.8 傾斜路

建築物

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| <u>3.9 敷地内通路（屋外）</u> | <u>3.18 客席</u> |
| <u>3.10 出入口</u> | <u>3.19 飲食・物販エリア</u> |
| <u>3.11 廊下等（屋内）</u> | <u>（カフェテリア、レストラン、物販店等）</u> |
| <u>3.12 階段</u> | <u>3.20 ベビーケアルーム</u> |
| <u>3.13 傾斜路</u> | <u>3.21 祈祷室</u> |
| <u>3.14 エレベーター</u> | <u>3.22 造作設備</u> |
| <u>3.15 エスカレーター</u> | <u>（手すり・カウンター・自動販売機等）</u> |
| <u>3.16 段差解消機</u> | <u>3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）</u> |
| <u>3.17 便所</u> | <u>3.24 避難設備等</u> |

共通

- | | |
|----------------------------|--|
| <u>3.25 表示・サイン</u> | <u>3.27 カームダウン・クールダウンスペース</u> |
| <u>3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等</u> | <u>/センサリースペース等</u> |
| | <u>3.28 待ち行列エリア</u> <u>3.29 補助犬トイレ</u> |

「第3章 施設整備 共用空間、庭園、建築物」の園路・階段・傾斜路等について

3.1 会場内園路（P.3-2）、3.6 園路（P.3-13）、3.9 敷地内通路（屋外）（P.3-20）

- ・ 車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすることを示した。
- ・ 路面等のがたつきや、展示場所における車いす目線からの視界の確保などについてのご意見を踏まえ、観覧スペースも考慮した動線の確保や有効幅員、路面等の考え方を示した。

3.2 階段（P.3-5）、3.7 階段（P.3-16）、3.12 階段（P.3-31）

- ・ 適切な蹴上げと踏面の構造、有効幅員を確保し、滑り止めを設置するなど安全対策を示した。

3.3 傾斜路（P.3-8）、3.8 傾斜路（P.3-17）、3.13 傾斜路（P.3-36）

- ・ 適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などを示した。

3.4 会場エントランス空間（P.3-11）

- ・ 車いす使用者等と一緒に休憩できる場所の確保など、会場入口での配慮事項を示した。

3.5 案内所（P.3-12）

- ・ 全ての人が会場内サービスの情報提供を受ける場所となるため、カウンターの高さなどを示した。

「第3章 施設整備 建築物」について

3.17 便所（P.3-48）

- 特定の便房に利用者が集中することを避けるため、各種設備・機能を会場全体に適切に分散して配置する考え方を示した。
- 車いす使用者の利用に配慮した十分なスペースの確保や戸の構造等に関するご意見を踏まえ、車いす使用者用便房の寸法等を示した。
- 折りたたみベッド、オストメイト対応トイレの利用や異性介助に関するご意見等も踏まえ、各種機能として必要な内容を示した。
- 子どもとのトイレ利用の困りごとのご意見も踏まえ、乳幼児用椅子の配置方法や汚物入れの設置や使い方の表示等について示した。

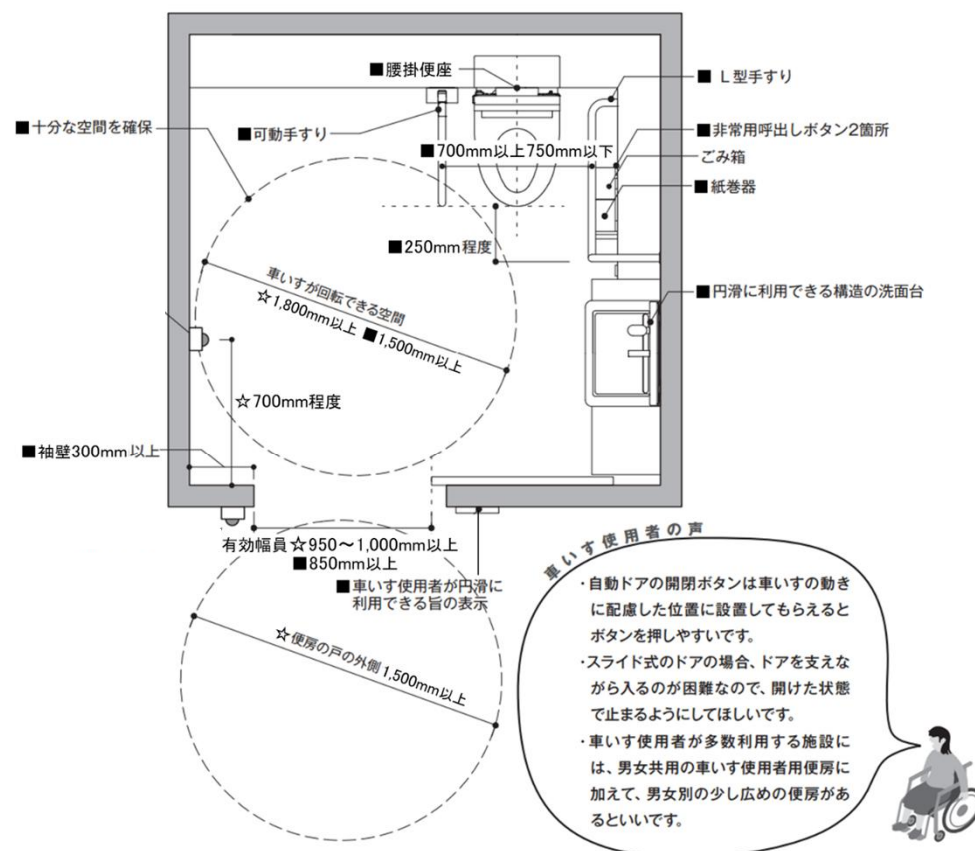


図 車いす使用者便房の例

（参考）横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル〔建築物編〕より作成

「第3章 施設整備 建築物」について

3.18 客席（P.3-62）

- ・ 車いす使用者用の客席の確保だけでなく分散配置のご意見も踏まえ、設置数や設置場所の基準を示した。
- ・ 車いす使用者用客席からのサイトラインの確保に関するご意見を踏まえた考え方を示した。
- ・ 乳幼児連れのニーズとしてベビーカー置き場や椅子席以外のスペースに関するご意見を踏まえた基準を示した。

3.19 飲食・物販エリア（カフェテリア、レストラン、物販店等）（P.3-66）

- ・ 車いすで利用できるよう可動式の椅子にすることや子どもに安全な端部処理等のご意見を踏まえた基準を示した。

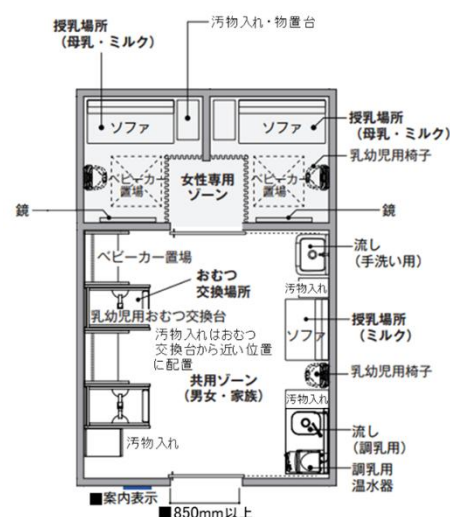
3.20 ベビーケアルーム（P.3-71）

- ・ 授乳室の施錠や車いすで利用できるおむつ交換台などのご意見を踏まえた基準を示した。

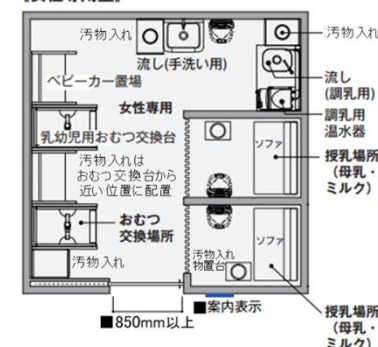
3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）（P.3-82）

- ・ 一時的にベビーカーから離れる施設におけるベビーカー置き場が必要とのご意見を踏まえて基準を示した。

《授乳室・おむつ交換場所一体型》



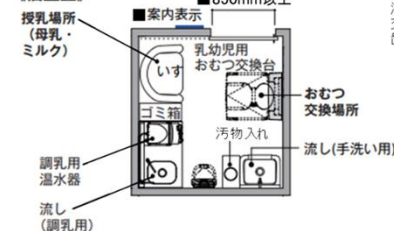
《女性専用型》



《共用（男女・家族）型》



《個室型》



（参考）横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル〔建築物編〕より作成

図 授乳室・おむつ交換場所（ベビーケアルーム）の例

「第3章 施設整備 共通」について

3.25 表示・サイン（P.3-87）

- ・ 高齢者や弱視者（ロービジョン）でもわかりやすい表示の必要性やひらがな併記等に関するご意見を踏まえた規定を設けた。

3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等（P.3-91）

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置の必要性や規格・色に関するご意見を踏まえて、設置の考え方や寸法等を示した。

3.27 カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペース等（P.3-95）

- ・ 知的・発達障がい者等が安心して過ごせるよう周囲と区切られたスペースが必要とのご意見を踏まえて設置の考え方を示した。

3.28 待ち行列エリア（P.3-96）

- ・ 安全かつ円滑に並ぶことができるような移動・待ちスペースにおける暑さを軽減する緑陰の配置や、身体的・心理的に長時間待つことが困難な人のための優先入場口の考え方を示した。

3.29 補助犬トイレ（P.3-97）

- ・ 補助犬用のトイレの設置に関するご意見を踏まえて、補助犬トイレ設置の基準を設けた。

「第4章 サービス」の構成について

第4章 サービス

4.1 スタッフ対応

- 4.1.1 案内一般
- 4.1.2 スタッフ研修

4.2 情報伝達ツール

- 4.2.1 ウェブコンテンツ
- 4.2.2 表示・サイン
- 4.2.3 デジタルサイネージ
- 4.2.4 音声案内・放送
- 4.2.5 マップ等配布物

4.3 多言語対応

4.4 施設別サービス

- 4.4.1 入場券販売・入退場ゲート
- 4.4.2 案内所等
- 4.4.3 便所
- 4.4.4 展示
- 4.4.5 行事・催事
- 4.4.6 営業・飲食・物販
- 4.4.7 園路・動線

4.5 緊急時の対応

「第4章 サービス」について

4.1 スタッフ対応（P.4-2）

来場者とあらゆる場面で接する機会がある来場者対応スタッフは、場面に応じた臨機応変な対応が求められるため、「案内一般」、「スタッフ研修」に関する基準を定めた。

- 「案内一般」では、スタッフに対する声のかけやすさやコミュニケーションツール、障害特性やプライバシーに配慮した誘導などに対するご意見を踏まえ、以下の通り示した。
- 「スタッフ研修」では、研修の対象者や障害特性に応じた対応、声かけの基本、障がい者の雇用など多くのご意見を踏まえ以下の通り示した。

4.1.1 案内一般（P.4-2,3）

- スタッフの配置
- 様々な事情がある人への的確なサポート
- サポートを希望する人への対応
- 移動の誘導に関する配慮
- 入場待ち時間の案内
- 補助犬ユーザーへの対応

4.1.2 スタッフ研修（P.4-4,5,6,7,8）

- 研修の実施
対応策（例）
 - A) 障がい者等に対する接遇・気づき研修
 - B) 避難研修
 - C) 会場別研修
- 会期中の対応
- 採用について

「第4章 サービス」について

4.2 情報伝達ツール（P.4-9）

全ての来場者が必要な情報を得られるよう、わかりやすく、操作性や見やすさに配慮した情報発信を行うことが必要である。そのため、「ウェブコンテンツ」、「表示・サイン」、「デジタルサイネージ」、「音声案内・放送」、「マップ等配布物」に関する対応方針を示した。

4.2.1 ウェブコンテンツ（P.4-9,10）

- 「ウェブコンテンツ」では、文字の読みやすさや音声読み上げ対応等の配慮、特性に応じた必要情報の掲載等に関するご意見を踏まえ、ウェブサイト等の仕様や掲載内容に関する対応方針を示した。

4.2.2 表示・サイン（P.4-11）

- 「表示・サイン」では、表示内容のわかりやすさやピクトグラムを活用、音声情報や点字付与に関するご意見を踏まえ、文字・記号の読みやすさや視覚以外の情報提供に関する対応方針を示した。

「第4章 サービス」について

4.2.3 デジタルサイネージ（P.4-11,12）

- 「デジタルサイネージ」では、災害時への対応に関するご意見を踏まえ、音声解説や放送などの内容を文字情報で提示することを示した。

4.2.4 音声案内・放送（P.4-12）

- 「音声案内・放送」では、音声による誘導や位置確認のための音声案内などに関するご意見を踏まえ、音声案内設備の設置等を示した。

4.2.5 マップ等配布物（P.4-12,13）

- 「マップ等配布物」では、全ての来場者にわかりやすいものにして欲しいとのご意見を踏まえ、配慮が必要な人等への情報提供に配慮することを示した。

「第4章 サービス」について

4.3 多言語対応（P.4-14, 15）

基本ルールとして日本語・英語とすることを示した。

また、動画などにおける字幕の文字の大きさに関するご意見を踏まえ、字幕の文字は見やすい大きさにすることを示した。

多言語対応項目と適用語については以下のとおり。

多言語対応項目	例	適用言語原則
スタッフ対応	来場者対応スタッフ	特定言語を指定しない 必要に応じて翻訳アプリを活用
	通訳	日本語・英語
ウェブコンテンツ	ホームページ 等	
サイン等案内表示		
デジタルサイネージ		
静止画・動画コンテンツ		
案内放送		
来場者向け印刷物	・メニュー ・商品解説 ・パンフレット 等	
展示等の解説		
行事・催事	・アナウンス ・スクリーン 等	日本語・英語を基本とするが、 出席者に応じて柔軟に対応する
その他	スタッフ用ネームバッジ	日本語・アルファベット

「第4章 サービス」について

4.4 施設別サービス（P.4-16）

会場内の各施設で提供されるサービスで配慮すべき事項を示した。

4.4.1 入場券販売・入退場ゲート（P.4-16）

- 「入場券販売・入退場ゲート」では、優先入場に関するご意見を踏まえ、配慮が必要な来場者に対する優先的な案内に関する対応方針を示した。

4.4.2 案内所等（P.4-16, 17）

- 「案内所等」では、車いすやベビーカーの貸し出し、補助犬の施設利用への配慮、休憩場所の設置等に関するご意見を踏まえ、必要な備品の貸し出しや施設利用・運用への配慮に対する対応方針を示した。

4.4.3 便所（P.4-18）

- 「便所」では、各便房の適切な運用に関する対応方針を示した。

「第4章 サービス」について

4.4.4 展示（P.4-18, 19, 20）

- ・ 「展示」では、障がい者にも配慮した展示や解説、車いすの視点での見やすさに関するご意見を踏まえ、嗅覚や風、光、振動、触覚等多角的な体験が可能な演出を心掛けることや、展示物について車いす使用者や子ども等、様々な人にとって鑑賞しやすい対応をすること等を示した。

4.4.5 行事・催事（P.4-20, 21, 22）

- ・ 「行事・催事」では、車いす使用者の客席に関するご意見を踏まえ、客席を選択できる適切な運用や、客席がない観覧スペースでも希望に沿った案内をすることなどを示した。

4.4.6 営業・飲食・物販（P.4-22, 23, 24）

- ・ 「営業・飲食・物販」では、刻み食や流動食への対応、離乳食等の情報提供、飲食店舗におけるテーブルや椅子の仕様に関するご意見を踏まえ、ユニバーサルサービス対応の情報提供・店舗運営等に関する対応方針を示した。

4.4.7 園路・動線（P.4-24）

- ・ 「園路・動線」では、スタッフの障がい当事者への声かけや会場内モビリティの車いす対応に対するご意見を踏まえ、適切な案内誘導や移動用モビリティの仕様に関する対応方針を示した。

「第4章 サービス」について

4.5 緊急時の対応（P.4-25）

緊急時に高齢者や障がい者等をはじめとする全ての来場者が安全に避難できるよう、避難誘導に関する対応方針等を示した。

また、緊急時対応の情報提供に関するご意見を踏まえ、来場者が緊急時の対応を事前に確認できるように、ウェブサイト等に掲載することを示した。

「第5章 交通アクセス」の構成について

第5章 交通アクセス

5.1 本章の考え方

5.2 道路輸送手段（関連施設）

5.2.1 自動車駐車場

5.2.2 バス・タクシー乗降施設

5.3 道路輸送手段（車両等）

5.3.1 バス車両

5.3.2 タクシー車両

5.4 鉄道輸送手段（関連施設等）

5.4.1 アクセシブルな移動経路

5.4.2 誘導案内設備

5.4.3 施設・設備

5.5 鉄道輸送手段（車両等）

5.6 航空輸送手段

5.6.1 航空旅客ターミナル施設

5.6.2 航空機車両

5.7 海上輸送手段

5.7.1 旅客船ターミナル

5.7.2 船舶

5.8 徒歩等（歩道等、自転車歩行者専用道路等）

5.8.1 歩道等、自転車歩行者専用道路等

5.8.2 立体横断施設

5.8.3 その他の施設等

5.9 情報のアクセシビリティ確保と円滑な意思疎通に向けたガイドライン

「第5章 交通アクセス」について

5.1 本章の考え方（P.5-1）

- 大阪・関西万博における交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドラインを基本に作成。
- 本検討会、ワーキングにおける障がい当事者や学識経験者などのご意見を取り入れている。
- 徒歩等（歩道等、自転車歩行者専用道路等）については、国の移動等円滑化の考え方及び基準を基本として追加。

2027年国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン「第5章 交通アクセス」

大阪・関西万博における 交通アクセスに関する ユニバーサルデザインガイドライン

※国の移動等円滑化基準において、移動等円滑化の考え方及び基準が示されているが、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」における考え方を基本に、「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」【改訂版】及び当事者参加による検討会における各種意見を参考に作成

本検討会 ワーキング ご意見

徒歩等 （歩道等、自転車 歩行者専用道路等）

「第5章 交通アクセス」について

5.2.1 自動車駐車場（P.5-4）

- ・ 障がい者用駐車施設における会場入口へのアクセス性や安全な乗降場所の確保等に対するご意見を踏まえ、設置位置や通路・動線の配置を設定した。

5.2.2 バス・タクシー乗降施設（P.5-11, 12, 13, 14）

- ・ バス・タクシー乗降場における弱視者（ロービジョン）に留意した情報提供や屋根の設置に関するご意見を踏まえ、音声案内に加え弱視者（ロービジョン）に留意した表示や、上屋の設置を設定した。
- ・ タクシー乗降場の複数配置のご意見を踏まえ、複数台停車できるスペースを確保することを設定した。

5.3.1 バス車両（P.5-19, 20, 25, 27）

- ・ バス車両におけるベビーカーの乗車対応や表示のわかりやすさ・見やすさに関するご意見を踏まえ、車両内でのスペース確保や固定ベルトの用意、わかりやすい表記とすることを設定した。

5.8.3 その他の施設等（P.5-176）

- ・ 鉄道駅からバスへの乗り換えにおける連続した視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関するご意見を踏まえ、各施設から連続して通路や道路に設置することを設定した。